

平成29年度 公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構 国内特許等出願費補助金 (二次募集) — 公 募 要 領 —

—国内特許等の出願を行う中小企業者に経費の一部を助成します!—
—コーディネーターによるハンズオンサポートも受けることができます!—

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構では、国内の特許出願等を行う浜松市内の中小企業者等に対して、事業展開を拡大し、地域産業の振興及び雇用の拡大を図る目的で、経費の一部を助成します。また、財団コーディネーターによる多岐に渡るサポートを受けることができます。

1 補助対象者

次の全てに該当する中小企業者等

- (1) 市内に本社機能を有する中小企業者、個人事業者又はそれらで構成される共同体
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けていること
- (4) 反社会的勢力に関わっていないこと

※中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とします。

2 補助対象事業

平成29年4月1日から平成30年2月末日までの間に申請が完了する(1)～(3)に該当する出願を対象とし、補助対象年度内に事業が完了するもの。

- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に基づく特許出願
- (2) 実用新案法(昭和34年法律第123号)に基づく実用新案登録出願
- (3) 意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠登録出願

※ 1申請1出願とします。(複数の出願をまとめて1つの申請とすることはできません。)

※ 他の団体等から助成を受ける場合は、その金額を補助金交付額から控除します。

3 補助対象経費

- (1) 出願に必要となる特許庁手数料
- (2) 出願に必要となる代理人費用

4 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内 上限15万円

5 申請手続き等の概要

- (1) 受付

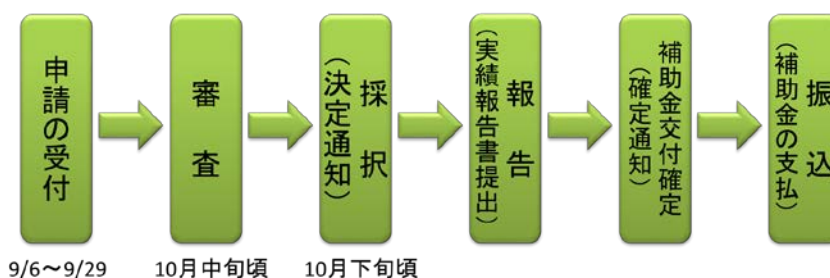
第二次公募開始 平成29年9月6日(水)

公募締め切り 平成29年9月29日(金)

受付時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで(祝日除く)

- (2) 提出書類
- ・ 交付申請書（第1号様式）
 - ・ 定款の写し、履歴全部事項証明書、パンフレット等の会社概要が確認できるもの
 - ・ 直近2期分の決算書
 - ・ 市納税証明書
 - ・ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
 - ・ 補助対象経費の見積書の写し
 - ・ 先行技術等の調査結果が確認できるもの
 - ・ 共同出願の場合は、経費負担及び権利の持分比率について規定した契約書、覚書等の写し
 - ・ その他機構が必要と認める書類
- (3) 採択の決定
書面審査で採択を決定します。※申請内容に関してヒアリングを行うことがあります。
- (4) 通知
採択又は不採択の決定は、申請者あてに書面で通知します。
- (5) 申請受付先及び問合せ先
公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構 菊本、石井
TEL : 053-489-8111 / FAX : 053-450-2100
E-mail : search@hai.or.jp HP : https://www.hai.or.jp/

国内特許等出願支援事業費補助金の流れ（平成29年度）



ハンズ オン サポート

～ コーディネーターによるきめ細やかなアドバイスをを行います ～

本補助金の採否にかかわらず、公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構のコーディネーターが、中小企業者の特許出願等の取り組みに対するサポートを継続的に行います。また、中小企業者の希望により、弁理士等の専門家派遣制度を活用し、専門家のアドバイスを受けることもできます。

また、特許出願後の出願審査請求料、特許料の特許庁料金に関する中小企業向け「減免制度」の活用などについても支援します。

お気軽にご相談下さい。

ハンズ オン サポートの概念図

